

Title	損害保険論：その経済と経営の理論(園乾治先生退任記念号)
Sub Title	The Economic Theory of Non-Life Insurance
Author	庭田,範秋(Niwata, Noriaki)
Publisher	
Publication year	1972
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.15, No.2 (1972. 6) ,p.34- 56
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19720630-03958977

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

損害保険論

—その経済と経営の理論—

庭 田 範 秋

- 1 損害保険と生命保険の接近
- 2 損害保険の効用
- 3 損害保険の経営
 - (1) 損害保険と生命保険の競合
 - (2) 損害保険の販売活動と純保険料
 - (3) 損害保険業の二大利潤源
 - (4) 損害保険業の性格と将来

1

損害保険とはいかなるものか。従ってまた生命保険とはいかなるものか。この問題は古くして新しい問題である。保険本質論・保険学説、保険の定義で長い学問的歴史をかけて、損害保険と生命保険を一体に把握しようと努められながら、明解にこのことを達成して学界の定説となりえているとされるものは、今のところ発見できないであろう。真正面から保険とは、よって損害保険とは、統いて生命保険とはのような難解至極な保険の定義を避けて、現行の保険契約の法律的諸特性を列举し、保険制度の経済的諸特徴を呈示したりしていく過程で、逆に保険の本質を浮かび上がらせていくとの便法もあるであろう。つまり混乱と難渋をきわめている保険の本質規定の研究に対し、現在の社会に実際に行なわれている保険そのものの実相・真姿つまり具体的存在と活動の熟視を通じて、そこにおいて現代の保険の様子と容態を描き出すことをもって、間接的・暗示的・概括的な保険本質を探り出すのである。本質を本質として求めず、主たる特性を知るをもって本質と認知する方式であろう。厳正・明断を欠くことはやむをえないが、それだけ現実的・実際的な保険の本質といえるであろう。保険業界が求めているところは、まずこのような保険の定義である。

しかしながら保険の本質とか定義とかは、保険の実際界においてはほとんど必要ないと発言するのは間違いであろう。最近の経済社会は政府や行政との密着または緊密な連繫をもって展開され、活動されている。とくに保険においてはこの傾向は顕著で、そこで保険行政の領域を定め、内容

を選ぶについては、どうしても公的にも承認される保険の本質・定義の存在が必要とされる。保険企業がそれぞれ個別の立場から経営を続けて、その活動領域が若干滲むことがあり、損・生保険が交錯し、はては保険と他業とが交流したとしても、さして重要問題とはならないかもしれないが、政府や行政の公的機関・立場において、保険の明確な把握がなされず、保険と他業との区分が明示されず、損害保険と生命保険の境界が設定されえないとしたならば、きわめて重大な影響を保険者ならびに被保険者に与えるであろう保険政策の遂行に際し、混乱と困難をきたすであろう。一例を上げれば現在問題になっている損・生保険兼営をめぐっても、なにが損害保険でなにが生命保険か、両者の性格と機能の相違を明解にした上でなければ、兼営禁止の意義、兼営禁止緩和・徹廃の主張の本義などについては、判断に支障をきたすのではないか。現実をふまえての定義であるとともに、定義に基づいた現実の運動展開であり、行政指導でなければならない。

保険学の書物をみると、物(財)保険と人保険、損害保険と定額保険、損害保険と生命保険などの分類を発見でき、それに独自の規準に基づき独特の意味をもつて分類がなされているが、概して損害保険と生命保険の分類については、それは単なるわが国商法上の分類にしかすぎなくて、特別の学理的分類にあらずと指摘するむきが多い。一般的通説としては損害保険すなわち不定額保険と定額保険とに分けることをもって、もっとも妥当なものと認めている。しかもこの間に各種の社会保険が介在して、一層分類をめんどうにするとともに、最近では傷害保険の帰属をめぐって論議が闘わされ、加えて長期かつ貯蓄性を加味した損害保険が考案されるとともに、生命保険でも短期かつ保障性のみの種目が出現して、問題は一段と混乱し、最後には損・生保険の分類のごときは実際上・実務上無意味であると主張する論者も多々現われるに至った。

わが国の商法では、「第3編 商行為」、「第10章 保険」、「第1節 損害保険」において、「第629条 損害保険契約ハ当事者ノ一方カ偶然ナル一定ノ事故ニ因リテ生スルコトアルヘキ損害ヲ填補スルコトヲ約シ相手方カ之ニ其報酬ヲ与フルコトヲ約スルニ因リテ其効力ヲ生ス」として、その意義や定義を示している。同様に「第2節 生命保険」において、「第673条 生命保険契約ハ当事者ノ一方カ相手方又ハ第三者ノ生死ニ関シ一定ノ金額ヲ支払フヘキコトヲ約シ相手方カ之ニ其報酬ヲ与フルコトヲ約スルニ因リテ其効力ヲ生ス」として、同じくその意義や定義を示している。理論的に厳密であるとかないとかの論議を別に、まさに現実支配的分類である。

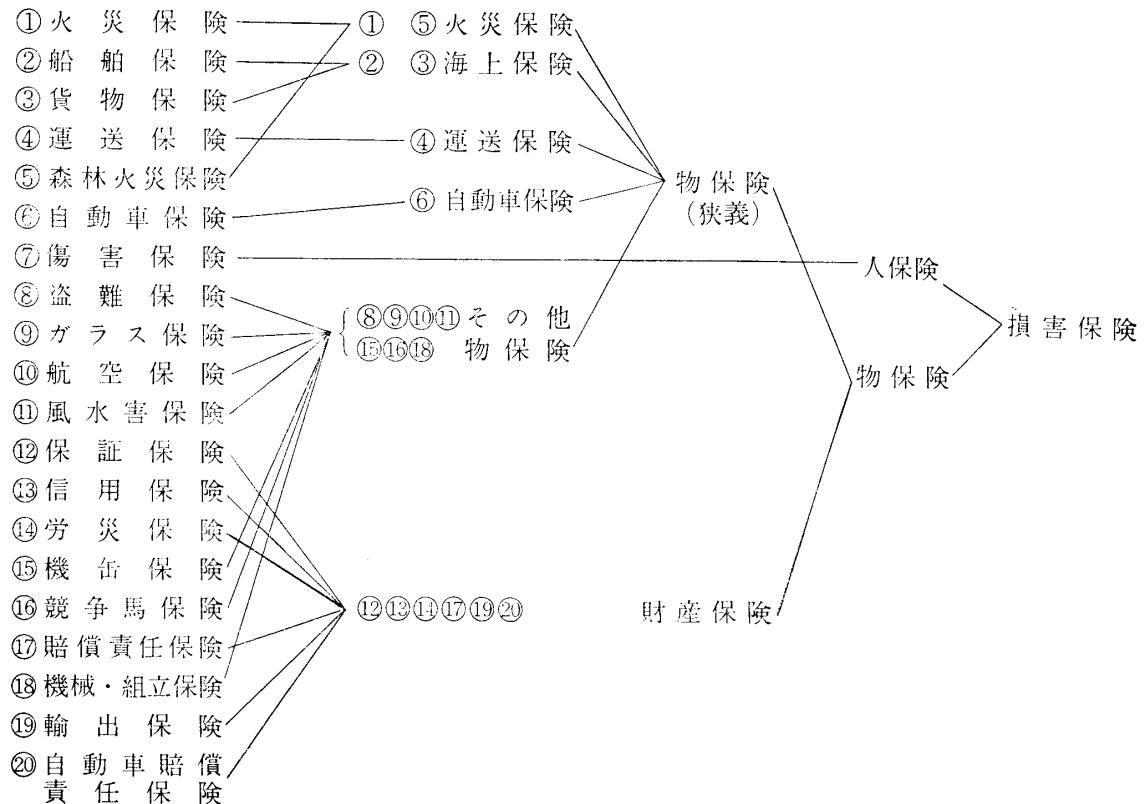
生命保険を人保険と解するならば、その人保険こそ生命保険と傷害保険との二種類にさらに分ける。そして傷害保険は被保険者が偶然の事故によって身体に傷害を蒙った場合に保険金を支払う保険となり、純粹の生命保険ではなく、損害保険的要素も多分に包含するところとなり、むしろ損害保険に所属せしめられることもある。生命保険ではない人保険といわれることも多い。これに対して人保険としての生命保険は、人の生死を保険事故とする保険とされている。ここで人保険が傷害保険やさらには疾病保険を通して損害保険に接近し、結局は生命保険と損害保険が著しく接近し

I 意義	<p>(当事者の一方(保険者)が偶然なる一定の事故(保険事故)に因って生ずることあるべき)</p> <p>(1) 定義 損害を填補(損害の填補=保険給付)することを約し相手方(保険契約者)が之にその報酬(保険料)を与えることによってその効力を生ずる契約</p> <p>(2) 保険事故(危険) a 偶然性(事故発生の不確定性)-主観的で足りる(643)=客観的たるを要せず 但し、実際の約款は保険契約者・被保険者の知・不知を問わず危険の客観的存在なきときは契約を無効としている b 保険事故の原因{自然力(暴風雨・地震・洪水等) 人の行為(放火・盗難等)-保険契約者・被保険者の惡意又は過失によらざることを要す(642)}</p>	
	<p>(3) 損害の填補(保険給付) a 損害の意義-被保険者の蒙る経済上の不利益(精神的・宗教的損害を含まず) A { (i) 直接損害(例、家屋の焼失) (ii) 間接損害(得べかりし利益の喪失) } に帰着 B { (i) 相当因果関係説(通説・石井・田中誠) (ii) 近因説 (iii) 自然成行説(加藤由博士) }</p> <p>b 損害の範囲 c 実損害の填補(保険金額の限度内で)×定額給付(生命保険)</p>	
	<p>(4) 被保険利益=保険契約の目的 ((630以下)×保険の目的(被保険利益の目的たる物))</p>	
	<p>(5) 保険料-金銭給付。保険料の総額=保険金額の総額(保険技術の要請)</p>	
	<p>(1) 被保険利益を標準とする分類 a 物に関する保険{火災保険・海上保険・運送保険(以上商法に規定) 水管保険・硝子保険・機関汽缶保険・盜難保険・家畜保険・電気保険・霜害保険・収穫保険・森林保険} b 債権に関する保険{信用保険-債務者の債務不履行によって生ずる債権者の損害を填補することを目的とする保険(貸倒保険) 保証保険-被用者の不正行為による損害を填補することを目的とする保険} c 責任の保険{責任保険・再保険 自動車保険-自動車の破損又は自動車事故による損害賠償責任の保険}</p>	
	<p>d 希望利益保険-天候保険・映画保険</p>	
II 種類	<p>(2) 保険事故の生ずる場所を基準とする分類 a 地上保険-平水区域(湖川港湾)における危険に及ぶ b 海上保険-平水区域外の水上の保険が原則なるも、例外として平水及び陸上の危険も負担する c 航空保険-航空機保険・航空運送保険・航空責任保険等</p>	
	<p>(3) 保険の目的の数量を標準とする分類 A { a 個別保険-個々の物を目的とする保険(家屋の火災保険) b 集合保険-物の集合を目的とする保険(家屋内の動産の火災保険) }</p>	
	<p>A { a 意義 { (i) 意義(保険の目的たる個々の物の交替を認めながら、保険契約の同一性を保つ保険(一般保険)×保険契約の予約 (ii) 例-継続保険・日歩保険・予定保険) } b 内容 { 各個の保険の目的につき総括的に保険が為されつつ、保険の目的が特定したときにその目的についての保険関係が生ずる(集合保険との差異) }</p>	
B { a 総括保険 { (i) 種類 { 同日総括保険-同一日に為される全運送又は倉庫への受寄物等につき総括的に為される保険 同年総括保険-同一年について利用される保険 } (ii) 特別保険-総括保険に対する通常の保険契約 } }		

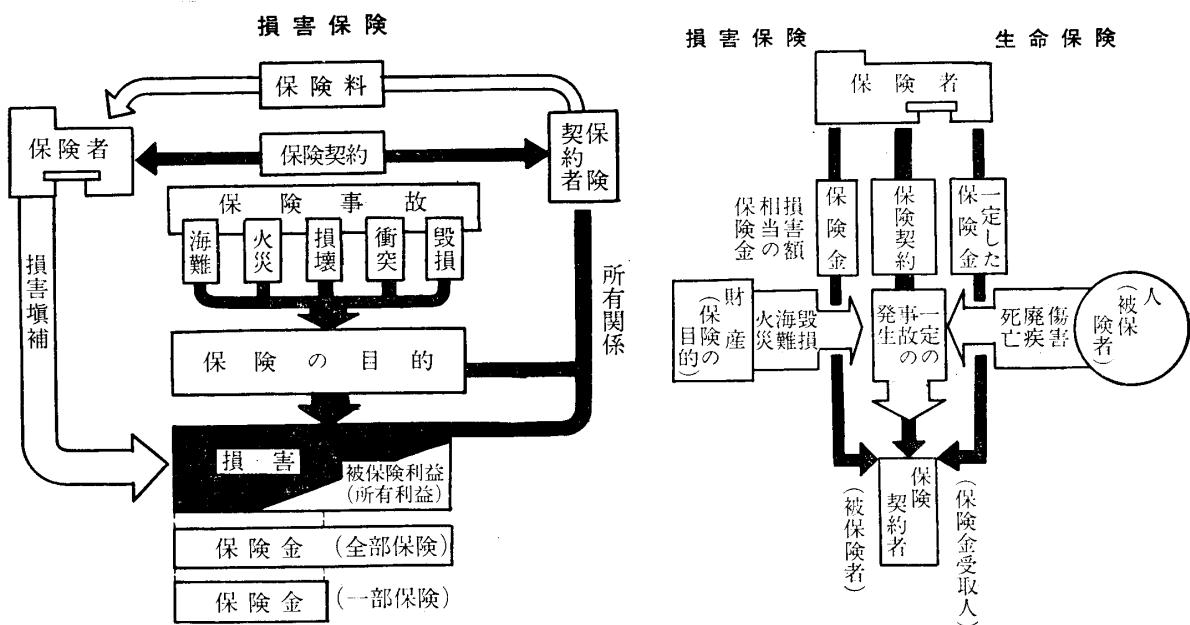
※ 戸田修三著「図説 商法大意(海商・保険)」100頁(1954年5月、柏林書房)。

種類 区分	火災保険 665—668	運送保険 669—672	海上保険 815—841	
	商法 第3編 第10章(陸上)		商法 第4編 第6章(海上)	
保険の目的	建物・動産 (物の保管者の責任) 667	運送品 (運送貨・希望利益等)	積荷	船舶 (海上保険では特約により費用・責任も付加)
担保危険	火災(单一・列挙的) 665	運送中の事故(包括的) 669	航海に関する事故(包括的) 815—816	
保険の目的の所在	固定的 668	移動的 671 823		
被保険者(所有者)	特定的	特定→不特定的(変動可能的)	特定的	
保険価額 (契約原則)	変動の原則 638 637 (未評価保険) 638	不变の原則 670・817・818・819・820 (評価済保険) 639		
備考	数字は商法条数。本表は商法の規定するものに限定した。このほか、火災保険では、「(休業)利益担保特約」・「臨時生計費担保特約」・「債券保全火災保険」等があり、運送保険・海上保険では、各種被保険利益の担保特約がある。			

※ 南出弘・田辺康平著「保険マンの法律知識」132頁(昭和45年6月15日、東洋経済新報社)。



※ 井藤半弥博士退官記念論文集「社会政策の基本問題」における木村栄一稿「わが国における公営保険・私営保険」113頁(昭和35年11月20日、千倉書房)。



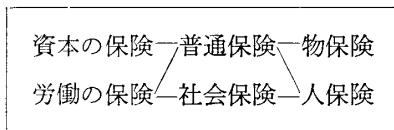
※ 法律用語解説委員会編「図解による法律用語辞典」368頁・373頁(昭和44年9月、自由国民社)。

利益の様態		不利益の様態		契約の構造		
算定可能な利益	特定財産(将来の取得確実なものを含む)に化体する確定利益	算定可能な不利益	確定利益の全部または一部喪失(確定損害)	保険額の在存	実損填補とその量的例外	損害保険
	不特定財産に化体する限定的利益		確定利益の確実性の喪失(蓋然損害)		実損填補の質的例外	
	全財産に化体する確定利益プラス稼得能力に潜在する限定的利益		特定額の責任または費用の負担(蓋然損害)		実損填補の質的例外	
算定不可能な利益	全財産に化体する利益プラス稼得能力に潜在する非限定的利益	算定不可能な利益	算定不可能な費用負担の見込みの発生(潜在損害)	定期賃貸契約または年金支給	定期賃貸契約または年金支給	定期額保険
	稼得能力に潜在する非限定的利益		稼得能力の全部または一部の喪失(潜在損害)			

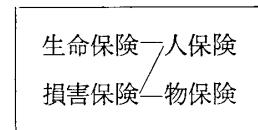
※ 「小町谷先生古稀記念 商法学論集」(編集代表者 鈴木竹雄)における田辺康平稿「保険契約の分類について」274頁(昭和39年4月、有斐閣)。

	人 保 險	財 保 險
定額保険	生命保険(死亡, 生存, 養老)	希望利益保険
損害保険	傷害, 疾病, 失業等の保険	火災, 海上, 運送等の保険
消耗保険		財産寿命保険

※ 印南博吉稿「総説」3頁(東京海上火災保険企画室編集「損害保険実務講座第1巻損害保険総論」(昭和29年4月, 有斐閣))。



※ 白杉三郎著「保険学総論」75頁(昭和29年6月, 千倉書房)。



※ 前掲木村稿「わが国における公営保険・私営保険」114頁。

て位置付けられてくる現象は、どのように解したならば、保険学的に矛盾を克服しうるであろうか。保険給付の形態が定額と損害または不定額の方式によるとでは、もはや事の解明には不向きである。よって保険の経済的機能を経済的保障の達成にありとすれば、損・生の両保険ともこの点については一体的である。ただそれだけでは事は少しく簡単にすぎて十分なる説得力がない。ここでいう保障とは、現在または将来における一定の経済的状態を保持し、保全するために、偶然の災害や不幸な事態の発生に備える行為をいう。

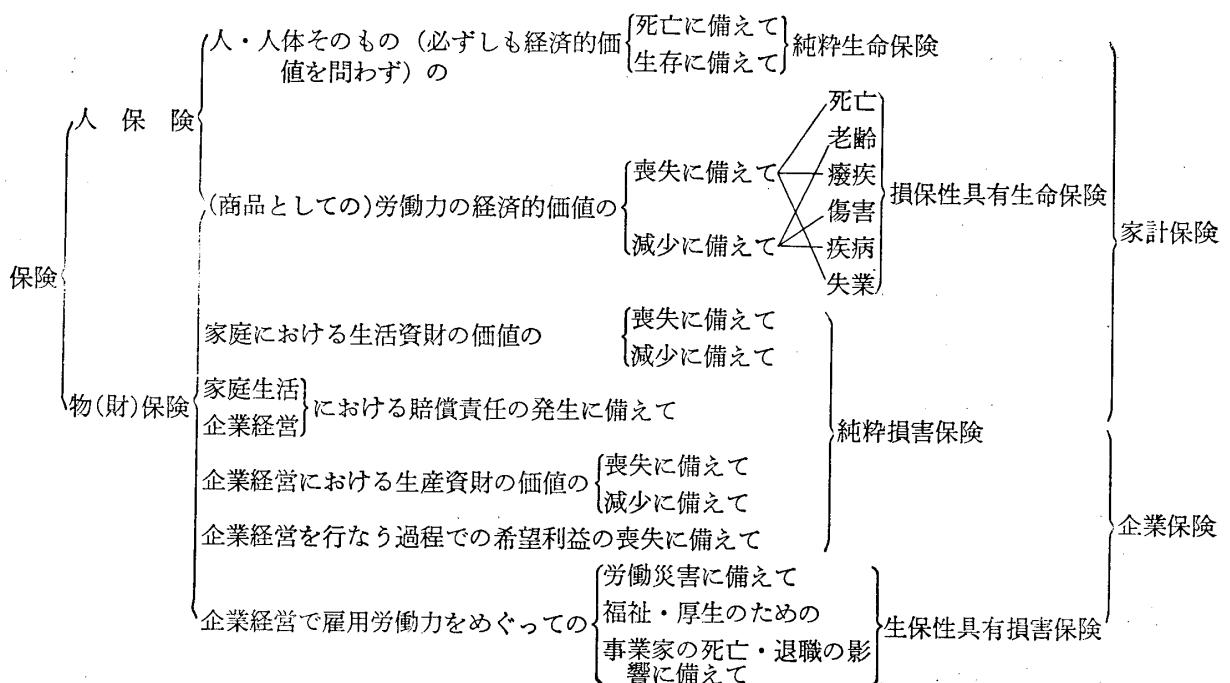
ところで現代の資本主義社会では、人々は原則として労働に従事し、みずからの身体や健康のうちに内在する労働力を商品として、労働市場において販売し、その代価としての労働賃金をもって所得の大半を形成して生計を立てている。労働力は商品であり、よってその経済的な価値に対して価格が付けられる。人の生死とか人体について生ずる事故として生命保険の保険事故を定めた場合、そこには損害の概念はなんら含まれないから、生命保険と損害保険は共通に把握することは不可能となり、両者の実際の現象としての接近事実はこれを正しく理由付けて理解できないが、実は労働力の価値が、従って価格が老齢、疾病、傷害または癡疾などによって減失、損壊、毀損などの現象を呈した場合、つまり労働力の価値が経済的に喪失したり減少したりした場合のその損害を保障するための保険と生命保険をすれば、いうところの生命保険と損害保険の接近の傾向を説明しうることになる。

まことに人や人体はそれのみでは、現今の中経済社会における経済的制度としての保険の使命や機能にはなじまない。人や人体は労働力の宿るところにして、実際に売買されるときには労働力としてあって、しかも人や人体そのものをも購入者が規制してしまうところに問題がある。各人にとつて無限の、必ずしも経済的な領域にのみ限られないところの価値を有する人体や健康状態も、自己以外の他人や広く経済社会において経済的に取り引きや活用の対象とされるときには、各人の人

体・健康状態内に内在する労働力・労働能力・労働可能性として把握される以外にはない。そして社会機構では、労働力は商品にして、経済的価値すなわち価格を付与される。人体・健康状態の破壊は商品としての労働力の価値喪失または減少であり、それは終局的には労働従事・就業よりする所得の喪失または減少となり、その分だけ損害の発生である。これを保険で填補しようとすれば、純粹とはいえないまでも損害保険的に理解できる。たとえば傷害保険の保険事故には、医療保険金の支払いのみでなく、不具廢疾保険金はもちろん死亡保険金や業務能力に支障を生じて所得が減じた場合の生計費一部保障に類する諸給付が行なわれる場合の多いのをみるとことによって、ここでは通俗的意味の生命保険と損害保険がまさに一体化して仕組まれている。

人体や健康状態に内在する労働力は、これを活用し使用するに際して、能率や効率の良し悪しで盛んに効果を異にして発揮される。だからこそ逆に定額保険に仕組まるをえないであろう。生命保険が定額保険となるのは、物財のごとく経済的価値が、労働力においては固定しえないからである。とはいえた人の生命価値の金銭的評価が無限幅に上下しうるものではない。逆算的に所得または労働賃金を基準にして算出されるのは、まことに意味あるところである。商品としての労働力の宿る本・主体である人体・健康状態には所定の経済的価値・価格があって、それはおのずから保険価額を、相当弾力的にではあるが設定する。だれでもやたらと高額の保険契約を締結しうるものではないのはこのゆえである。また商品としての労働力が労働市場で、結局は合理的な水準で労働賃金として価格を付与されて、そのゆえに労働力を絶えず内包し、時に応じて生み出し放する人体・健康状態にも、既定の経済的価値ありとされるのである。所得に応じて生命保険の保険契約の金額に限度が設定されるのは事実である。要は生命保険といえども、人や人体そのものの生死とか損傷を対象として機能するもののみではなくて、むしろ本命は経済的には商品としての労働力の価値の喪失や減少を対象として仕組まれた保険と理解すべきである。自然人としてではなく、経済人としての生死の保険としてこそ現代に即した解釈である。

事業家保険、キイマン・インシュアランスのごときは、経営者なる人の死亡を保険事故とする経済的損害を填補する保険とされているが、まさに生命保険であり、そして損害保険でもあろう。商品としての労働力の経済的価値は企業内においてこそ発揮され、この点では企業家・事業家も労働者も同じことである。また労働力は家庭において自己循環的に再生産されるところに、物財の場合とは大分趣を異にする。つまりある程度の生活さえ維持できれば、なんとか自動的に、日々・歳々再生産されうるから、保険金額にある幅のゆとりが持ちうるのである。人々は自己の好みや趣旨・主義に応じて自由に、生命保険においては契約の高を定めうる。この定めに応じて保険給付が定額的に行なわれる。そして家庭とは、ただ単に労働者・勤労者の労働力再生産を生涯を通じて行なうところだけでなく、親から子へ、子から孫へと世代間での労働力再生産をも兼ね行なう場として解したときに、死亡保険の経済的意義が真に把握されるであろう。



2

損害保険の効用は、一言にいって損害填補となるであろう。保険契約者は、保険者によって、偶然の災害による損害を、保険金によって、埋め補ってもらい、その意味では保険者は損害発生の可能性としての危険を保険料を受け取ることによって負担するわけである。保険者による危険負担機能はしばしば保険経済学、広くは経済学一般で指摘され、論及されるところである。保険契約者間・保険契約者同志では危険を分担し合ったり、損害を分担し合ったりと理解する。危険転嫁とする場合には保険契約者から保険者へであり、保険契約者相互の関係としては危険の分配とか損害の分配とかというべきであろう。保険契約者自身の問題としては危険管理の一手段であったり、発生損害への善後策の一種となるであろう。

保険者より保険契約者への関係——損害填補、危険負担

保険契約者より保険者への関係——危険転嫁、損害転嫁

保険契約者同志・相互間の関係——危険分配・分担・分散、損害分配・分担・分散

保険契約者自身の問題——危険管理、損害善後策

損害填補と損害保険の効用や目的・使命を定めることは結構であるが、さらにそれを越えて損害填補は結局は、最後的には保険契約者の経済的保障の達成に至る一道程とする方が、より妥当であろうと思われる。損害填補だけでは、家庭経済や企業経営にとっていかにも受け身にすぎ、消極的意義しかなくて、損害保険の経済制度としての格調を高からしめるところが感じられない。損害填

補を通じて、実は保険契約者の経済的保障の達成を推進・拡張していく、この経済的保障の達成こそ現代社会における家庭と企業の福祉の建設に不可欠であり、むしろ積極的要因とされるところに、まことに高度の使命が損害保険に確認されることになる。

保険学を論じ、保険事業に携わる者が、必ず呈示したり、掲示したりするきわめて印象的な文言、「一人は万人のために、万人は一人のために」を、われわれは損害保険を研究するに際しても正しく理解しておかなければならない。まずこの文言、文言に含まれている保険の理想を“加入動機”的に把握してはならないことである。皆・保険契約者集団全員・公衆のために保険に加入し、人・他人もまたそのような意味で保険に加入する。自分は他人のために、他人は自分のために。自分が保険に加入するのは、他人をも受益せしめ、他人が保険に加入することは自分をも受益せしめるためである。だからこそ保険加入には、結局は保険には崇高な意味があり、高遠な意義がある。契約締結に際し、自分と他人とをともに保障することを考える。との、このような一連の思考を加入動機に主たる重心を置いての文言把握とする。しかし明らかにこれは事実に反している。個人主義的自己責任の社会で、よしんば保険を契約し、保険に加入するとしても、どこの誰ともわからぬ、顔も見なければ口もきいたこともない公衆的存在者たる他の保険契約者に思い及ぶわけがない。保険への加入動機はどこまでも自己本位・自分中心のものであろう。

保険の仕組みとして「一人は万人のために、万人は一人のために」の文言を把握するのは、それなりに事実を云い当てている。これを“制度”的または“仕組み・機構”的把握としよう。自分一人のために、一人として保険に加入することが、そして他の保険契約者ひいては社会公衆がそれぞれ自分のために保険に加入することを通じて、制度としての保険ははじめて可能となり、保険の仕組みが成り立ち、つまり保険制度は誕生し、存続する。この間の経済的な事情をこの文言は一言にして尽している。そして具体的には大数法則に基づく確率計算なる保険を数理技術を指すことになる。確かに保険は1人1人が加入してこそ、結果的に制度が成り立ち、万人が、つまり多数が保険に集められてこそ、そのうちの1人1人が保険の効用を安心して、安全に受けうるわけである。保険の構造、保険制度の機構はまさにこの文言通りである。ただこれだけの意味にしかこの文言を理解しないと、そこには保険の理念的な面・精神的因素が欠落してしまっている。

「一人は万人のために、万人は一人のために」の文言を“機能”的に把握するのが、一番妥当と思われる。各人は自分のために保険に加入し、契約を締結する。その意味では保険に自己への効用のみしか求めていない。しかしながら保険者のもとにこのような保険契約者が集められ、公衆的大多数として保険団体が形成せられると、まさに各人の自己本位の、自己のためのみの保険加入が全体として、つまり保険団体の各構成員としての位置付けを通じて、結果的には、当初は予期してはいなかつたのであるが、万人の役に立っていることになり、万人のためになっている。このことからあたかも万人のために保険に加入したかのごとき効果を現わしているということになるのである。

保険の機能とその発揮の結果を通じて、この文言が理解されなければならない。直接に社会連帯責任とか相互扶助・相互救済を保険に求めるのではなく、自分のための保険加入が、他人のためにも、保険の機構を通じての保険の機能の発揮によって、役立つことになっている。個人主義的自己責任の原理に基づく保険行為が、知らず知らずのうちに他人の救済や救助に繋って、ここに連帯的な相互扶助・相互救済効果を発揮していると認める。この文言を、自己を直接的に保障しながら、間接的に保険契約者全員を保障する機能の表現としてこそ、現代保険の実相に即した解釈とされるであろう。

「一人は万人のために、万人は一人のために」の“加入動機”的理解

——現実にそぐわない正しからざる理解

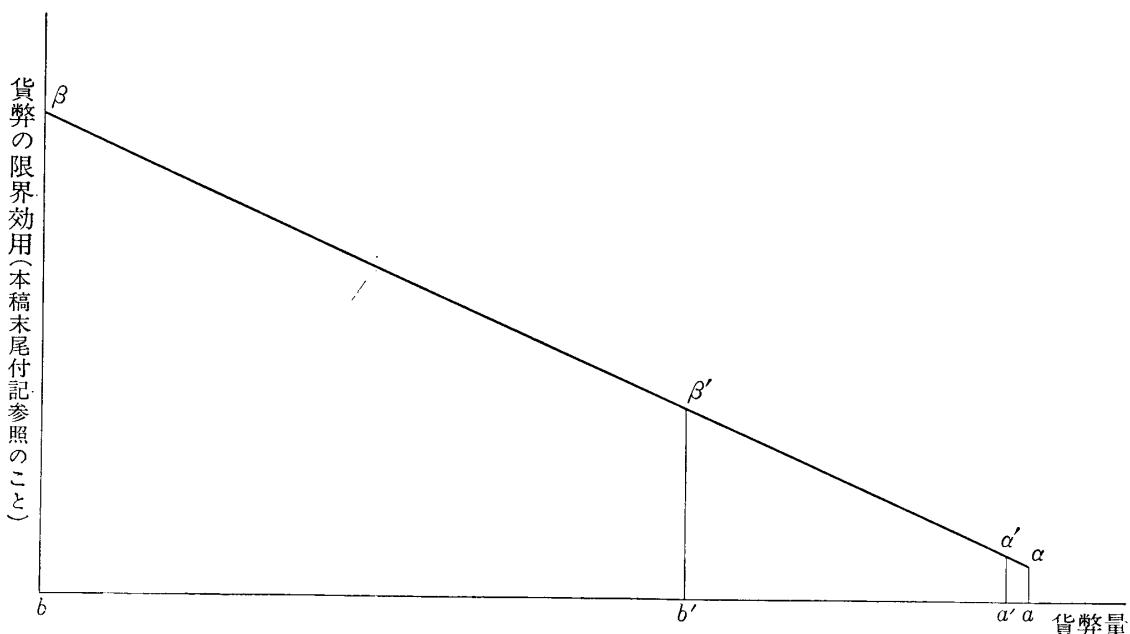
「一人は万人のために、万人は一人のために」の“仕組み”的理解

——妥当するところあるもいまだ不十分なる理解

「一人は万人のために、万人は一人のために」の“機能”的理解

——機能と理念の両面よりの把握として正当的理解

損害保険の方が生命保険よりも物的な要素がより濃厚であるから、「一人は万人のために、万人は一人のために」の文言の印象が後退して感じられる。このことから損害保険の公共性は生命保険のそれに比して薄く、経済的な取引性は強く感じられる。そして損害保険企業の方が事業的色彩が濃く、その意味では近代性が豊富である。保険数理技術なる近代科学の駆使においては生命保険に劣っていないながら、事業としてはより現代的精神つまり取引的内容の強化がみられることは面白い。損害保険の方が個人主義的自己責任の原理の強調がなされている。損害保険の方が産業密着型であり、よって資本主義的であり、資本主義精神性である。



[特定個人の物・財の総額の $\frac{2}{3}$ に損害保険をつけ、全損の生じた場合]

ba =特定個人の物・財の総量を貨幣額に見積ったもの(所有貨幣も含まれている)

α =保険料未支払時点での貨幣の限界効用=特定個人の物・財の総量を貨幣額に見積った場

合の、その最終単位の限界効用

α' =保険料支払時点での貨幣の限界効用=特定個人の保険料支払後の貨幣の限界効用(一切の

物・財を貨幣におきかえて論を進めている)

ba' =損害額(全損)

bb' =保険事故発生後に受け取った保険金の総量(全損で損害額 ba' の $\frac{2}{3}$ を填補された)

$a'a$ =保険料額

$a'a\alpha\alpha'$ =保険料支出によって失った貨幣の総効用

$bb'\beta'\beta$ =保険金を受け取ることによって手得した貨幣の総効用

β' =保険金を受け取った時点での貨幣の限界効用

b =損害発生時点の貨幣量または物・財の所有量(実は0)

β =損害発生時点にして保険金未受領の際の、特定個人が貨幣や物・財に感ずる欲求度(時として、人によって大きく変動、ここでは直線 $\alpha\alpha'\beta'$ の延長線が縦軸と交わる点を便宜上 β としておく)

ba =保険料未支払時点での貨幣総量

ba' =保険料支払時点での貨幣量

$$bb' = 2b'a' = \frac{2}{3}ba'$$

$b'\beta' > a'\alpha'$ (いかなる時でも必ずかくのごとし)

$bb'\beta'\beta > a'a\alpha\alpha'$ (いかなる時でも圧倒的な差をもってかくのごとし)

ゆえに損害保険は損害発生時には必ず、あらゆる意味で、決定的効用を發揮する。

(1) 保険料が支払われた際のその貨幣または物・財の限界効用 ($a'\alpha'$) は、保険事故が発生して保険金が支払われた場合のその貨幣または物・財の限界効用 ($b'\beta'$) より必ず小なるはずである。保険には利得禁止の原則や損害填補の原則があり、必ず損害額の方が保険金額よりも大で、保険物件の経済的価値・価額・価格の方が損害額よりも保険金額よりも大となる。 $b'\beta'$ は必ず $a'\alpha'$ よりも大か、せいぜい等しいにすぎない。

(2) 毎回・毎年に支払われる保険料の総効用 ($a'a\alpha\alpha'$) は、ひとたび保険事故が生じて保険金が支払われた場合のその総効用 ($bb'\beta'\beta$) よりは決定的・絶対的に小である。両者の総効用は比較にならないほど圧倒的な大きさの相違がある。しかも保険料はその都度支払われるが、その際の金額はなんといっても小額で、家庭経済や企業経営にはほとんどさしたる負担とはならないで

あろう。それでいて一旦保険事故が発生した際の保険金の支払いは、その受領者の運命を変えるほどに効用は大であるはずである。小さな貨幣の総効用と引きかえに大きな貨幣の総効用を受け取るわけである。

$$(3) \quad P = \omega Z = \frac{1}{n} Z$$

P は保険料、 ω は確率、 $\frac{1}{n}$ は確率で ω の別の表現、 Z は保険金。

損害保険は保険料の掛け捨て現象を特徴とするようにいわれているが、それは考察の期間を 1 年に限ったり、せいぜい長期に及ぼせてもその人・保険契約者の一生・生涯程度でしか考察しないから、そのような結論となるのである。たとえば n 回または n 年間の長さで考察すれば、確率計算的に、大数の法則に基づいて、この間に保険事故がまずは発生し、損害を蒙るであろうとするのは合理的な考え方である。ただ普通この n はきわめて大なる数であるから、人・保険契約者の一生・生涯のごとき期間をはるかに越えるのである。それこそ繰り返して保険料を払い続けていけば、これを n 回・ n 年続けるうちに、いつか保険金の支払いを受けて、原則として保険料の掛け捨てとはならないはずである。

$$nP = Z$$

長期的な保険者と保険契約者の関係では、保険料は掛け捨てでない。保険料は保険金として n 回・ n 年中には返ってくるのである。従って給付と反対給付は貨幣量においても、長期間中では均等である。してみると保険契約者は金を、貨幣を支払っているとしても、金・貨幣でいつかはその分を受け取って、金・貨幣をめぐる経済計算上でも額的に損も得もしないのである。よって毎回・毎年経済的保障・安心感を享受できて、この安心感を n 回・ n 年持ち続けうることだけは、絶対に保険契約者の損害保険による受益である。たとえば n が 100 とするならば、ある物・財の損害保険を 100 年続けて掛け、100 回保険料を払ううちに 1 回保険金を受け取る計算であり、 $100P = Z$ となって、保険者と保険契約者の間で給付と反対給付が均等となる。

(4) n 回・ n 年保険料を支払って、それによって失う貨幣の総効用、つまり $a'a\alpha\alpha'$ の n 倍は、 n 回・ n 年中に受け取ることあるべき保険金なる貨幣の総効用 $bb'\beta'\beta$ より、限界効用遞減の法則のある限り、絶対に小となるはずで、その差だけは保険契約者は損害保険を通じて、貨幣を有利に、合理的に活用したわけである。 $bb'\beta'\beta > (n \cdot a'a\alpha\alpha')$

保険料と保険金の総効用においても、限界効用においても、損害保険は保険契約者にとり有効・合理なる制度である。毎回・毎年払い込まれる保険料、その都度の総効用の総計もまた、時として支払われる保険金の総効用には及ばない。その上毎回・毎年保険より安心感が得られるから、ますます保険契約者にとり、保険は合理的にして有効な制度といえる。

(1) 損害保険と生命保険の競合

損・生両保険の機能が接近し、それぞれ共通の要素を持つ保険が考案せられるに及び、両保険間でその経営とりわけ販売の面を通じて、競合が激しくなることが予想される。とくに生命保険側の事情としては、社会保障ならびに社会保障性・労働者保険としての社会政策性を有する簡易保険などの追い上げを受けて、どうしても事業領域の新分野を開拓せねばならず、そのためには生命保険部門でも新種ならびに新様式保険を開発しなければならなくなる。加えて競争者たる各種共済が損・生両共済を兼営している事実よりして、生命保険はとくに損害保険性生命保険の誕生・推進に意欲的となろう。本来生命保険は新種発生の可能性に欠けているために、ことさら損害保険の分野への進出に積極的とならざるをえない。

生命保険ほどではないとしても、損害保険の分野においても社会保障との競合はありうるであろう。しかし損害保険が生命保険性損害保険に進出するとすれば、その目的の一つは、生命保険の販売組織・販売チャネル等を有効に活用しようとするところにあり、他は保険資金の強化・拡大を図って、金融的実力を養成しようというところに発見できる。生命保険企業が損害保険をも手掛け、損害保険企業が生命保険をも取り扱うようになると、前者は保険種目を増しうる点に大なるメリットを感じ、後者は販売チャネルの活用において大なるメリットが存するであろう。生命保険事業における経営多角化を論ずるものが、その経営多角化の領域を述べる際に、総合的金融サービス、住宅建設と地域開発、医療保険サービス、情報サービスなどを指摘するその筆頭に損害保険と明示したのは、まことに注目すべき点であろう。

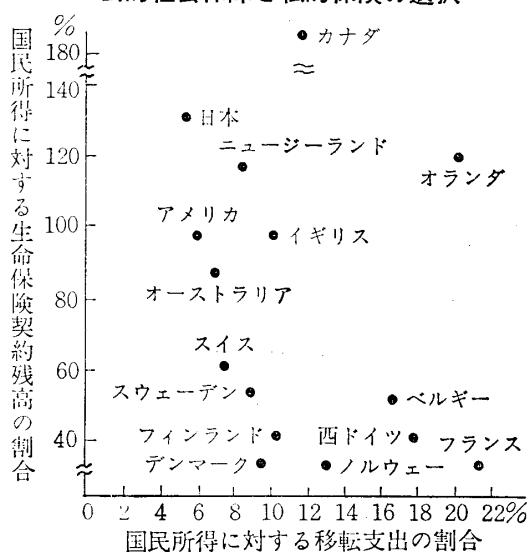
「(1) 損害保険

生命、損害保険の兼営は現在法律によって禁止されているが、すでに傷害保険の分野では両業界の競合がみられ、同じく生活保障システムとして同質性を有する生命保険、損害保険両分野の兼営は営業分野拡大の対象として検討の余地があろう。この実現によって、人保険、物保険を包括した生活全体にわたる保障システムの提供が可能となり、販売チャネルの有効活用、市場ニードへの対応の観点からも積極的に検討るべき課題であろう。」（※ 生命保険協会業務ビジョン委員会編「70年代の生命保険マーケティング——業務ビジョン委員会報告書——」222頁（昭和46年12月、生命保険協会））。

区別 構成要素	社会保険	損害保険
1 付保危険	社会的危険	個人的危険
2 付保金額 又は 保険給付	法的給付(社会的、客観的評価をうける)	契約給付(個人的、主観的に付保額をきめられる)
3 被保険者	犠牲協同体的組織(Gemeinschaft) 勤労所得階級が中心	利益協同体組織(Gesellschaft) 被保険者に制限を設けない
4 保険料負担	収支相等の原則 平均保険料主義(所得額が考慮せられる)	収支相等の原則のほかに 等価の原則 (技術的公平の原則) 個別保険料主義(危険度が考慮せられる)
5 事業形態	非営利の原則 強制主義 国家集中的、独占的傾向	営利の原則 任意主義 民営的、国際取引的

※ 損害保険事業研究所叢書第7集「損害保険事業と社会保障」における南出弘稿「損害保険事業と社会保障」16頁(昭和29年8月、損害保険事業研究所)。

公的の社会保障と私的保険の選択



右へいくほど政府の社会保障支出割合が多く、左へいくほど私的保険が大きくなる。日本は社会保障の著しい立遅れを私的保険でカバーしていることを示している。

(注) ①各国の1人当たり国民所得水準が日本の1970年度の水準1583㌦に達した時点についての比較である②国連“Year book of National Accounts Statistics”などにより作成。

※ 每日新聞(夕刊)昭和47年8月1日(火曜日)における「新しい福祉社会の建設——47年度経済白書の内容——」。

(2) 損害保険の販売活動と純保険料

すでに付加保険料の部分については、保険販売量を増せば増すほど、よほどのことがない限り低下傾向にあることは学界と業界の定説となっている。“多々ますます弁ず”とはこのことをいう。そして保険販売量の増加に対し、すでに数理的技術・数理計算・大数法則に基づく確率計算によって算出されている純保険料は、そのまま一定値を続けて動くところがない、つまり低下現象はみられないと指摘されるところがあるが、はたして事実であろうか。たとえば少し無理かもしれないが、純保険料部分を製造業における商品・製品の原・材料のごとく見立てて、これが一つ一つの商品・製品に所定の量で含まれて、いかに大量生産するとも商品・製品の原価の中では既定値をとるとするのと類似して把握するのが可能であろう。しかし大量生産のために、原・材料を大量仕入れすれば、結

局はこの部分も低下していくのではなかろうか。してみると総保険料中の純保険料部分をいたずらに固定的に把握する必要はないのである。純保険料部分も事情によっては変動する。

保険契約数・販売量を増大させるにつれて、大数法則に基づく確率計算はいよいよ正確に發揮されよう。契約期間の長いことから、この数値の変動を見込んで危険率をやや割高に捉えおさえておくのが保険の要求であるが、数理技術が大量契約集積のために、ますます厳正・適確に発揮されるとなれば、この割高部分をさらに縮小させることができるのである。よってその分だけは保険料は引き下げて、純保険料との関係で、関係部分においても、低下傾向を呈しうるのである。このことを通じて、危険差益も圧縮されてくる。圧縮といつても各保険契約、個々の保険契約についてのことであって、保険の大量販売の事実がある限り、保険経営的には増大傾向をたどることになる。

続いて再保険料部分の減少がみられ出す。大量販売は結局は保険者の担保能力の強化であり、資金の拡大であり、引き受け実力の増強となる。従って再保険の必要性はその分だけ減じてくるわけであり、危険の保険者自己消化力の高まりは、他の保険者に頼るものとしての、協力を求めるものとしての、連帯・連繫するものとしての、分け合うものとしての再保険への需要・要望と期待を減少させる。その分だけ再保険料は不要となり、かくて保険料は低下させうことになる。これもまた純保険料そのもの、または純保険料にまつわる部分の、保険契約の大量獲得や保険商品の大量販売についての低下傾向といえる。いずれにしろ付加保険料部分はもちろん、純保険料部分も動きうるし、動かしうるわけである。保険業は大々的になされねばならず、保険は大量・多量に契約され、販売されるをもって良しとする。

(3) 損害保険業の二大利潤源

損害保険業の本来的・第一次的な機能は損害填補に基づく経済的保障の達成であり、これが遂行による利益を営業収益とすれば、派生的・第二次的な機能は保険資金の運用であって、それが遂行による利益は資産収益となされよう。後者の利益が徐々に増加し、今後はますます増大するであろうことは、すでに予想されている。営業収益と資産収益との量的関係につき、注目すべき現象が指摘されている。

例1 「株主配当と事業費とを資産収益によってまかなうことができるとすれば、保険料率は当然引き下げる。したがってこの方向に進むことが企業の将来のあり方であり、また長期経営計画の策定に当たっては、このことを十分考慮する必要がある。」(※ 東京海上火災保険株式会社編集「新損害保険実務講座 第2巻 損害保険経営」における鈴木謙一稿「経営分析」112頁(昭和40年8月、有斐閣))。

例2 「損害保障会社の計上純益」として次の内容が記されている。

「損害保険会社の営業損益戻と資産収支戻とを合わせたものを純損益計算という。1959年度から62年度までは、営業損益での赤字を資産収益で補い、純益を計上している。

最近9ヵ年の営業・資産別損益内訳
(単位 億円)

年度	営業損益	資産損益	純 損 益
1954	20	22	42
1955	15	32	42
1956	—	54	54
1957	6	58	65
1958	5	70	75
1959	△6	81	76
1960	△35	114	79
1961	△71	161	91
1962	△31	134	103

(注) △印は損失を表わす。

最近9ヵ年の営業・資産別損益の推移は III-12 表の通りであり、資本金の増加と内部留保の充実に伴って資産勘定の利益が著増しつつあることが注目される。」(※ 長崎正造著「損害保険」81頁(高宮晋・稻葉秀三監修『日本の産業』シリーズ21, 1967年3月再版第4刷, 有斐閣))。

例3 「最近10年間について見た場合、投資収益は営業損失を埋め株主配当を貯い、尚余りあり、剩余積立金の成長に貢献している。」(※ 今田益三稿「損害保険事業の利潤測定方法——保険事業における適正利潤率問題に関する——」119頁(『保険学雑誌』第438号, 昭和42年9月, 日本保険学会))。

- (1) 損害保険業の利潤は、営業収益と資産収益より成る。
- (2) 量的にも重要性でも、資産収益が営業収益と交替しつつある。このことは損害保険の長期性と貯蓄性の強化があれば、さらに進行するであろう。
- (3) 損害保険の利潤には、公共性論よりする頭打ちの要請がしばしばなされる。
- (4) 新種保険の発売は利潤と繋ることもあるが、えてして損失を結果することも多い。
- (5) 損害保険業が扱う全種目で利潤がえられる場合よりも、そのうちの1ないし数種目が主導的に活躍して利潤をもたらす場合がしばしばである。

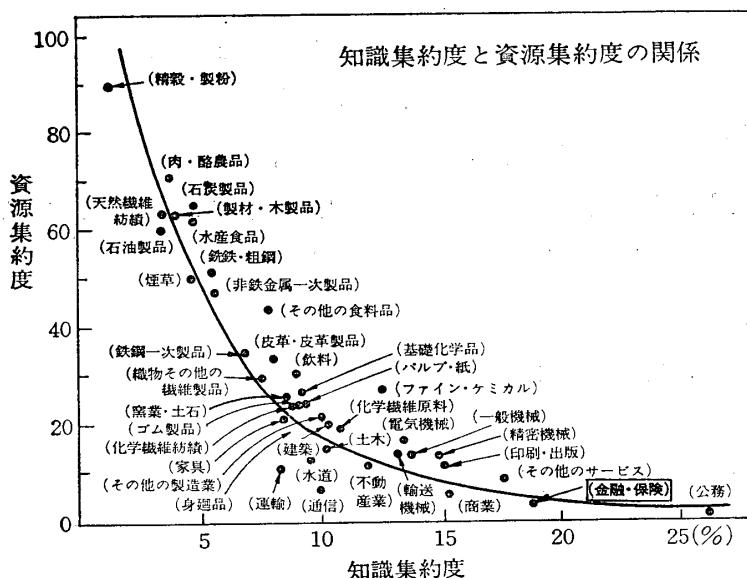
(4) 損害保険業の性格と将来

経営多角化をまつまでもなく、損害保険業には、事業としていくつかの内容が認められる。その一つ一つを個別の事業化して経営していくればすなわち経営多角化現象となる。現在は経済的保障業としてまことに順調なる発展を続けているが、もともと保険とはその使命、仕組みそして活動形態が高度かつ複雑なものであるから、損害保険業の性格をただ一方付けて把握しきれないことになる。

- (1) 損害保険業は損害填補業にして、経済的保障の提供または達成業である。
- (2) 損害保険業は国際取引または再保険の国際化などの事業内容からして、貿易業的一面をもつ。
- (3) 損害保険業は損害保険を商品と見立てることによって、広い意味の商品販売業つまり商業の一種ともなる。

	百万ドル
既経過保険料	83,278
発生 損 害 (含損害査定費)	54,472
発生 経 費	30,118
差引営業損益	-1,312
正味投資収益	5,991
其 他 収 入	447
合計 営業及投 資利益	5,126
発生連邦税(-)	495
株主 配 当 (-) (保険契約者配 (当及本国送金 高を含む))	3,253
*剩余積立金の 各種増加(+)	4,560
**保険契約者 のための剩 余積立金増 加	5,938

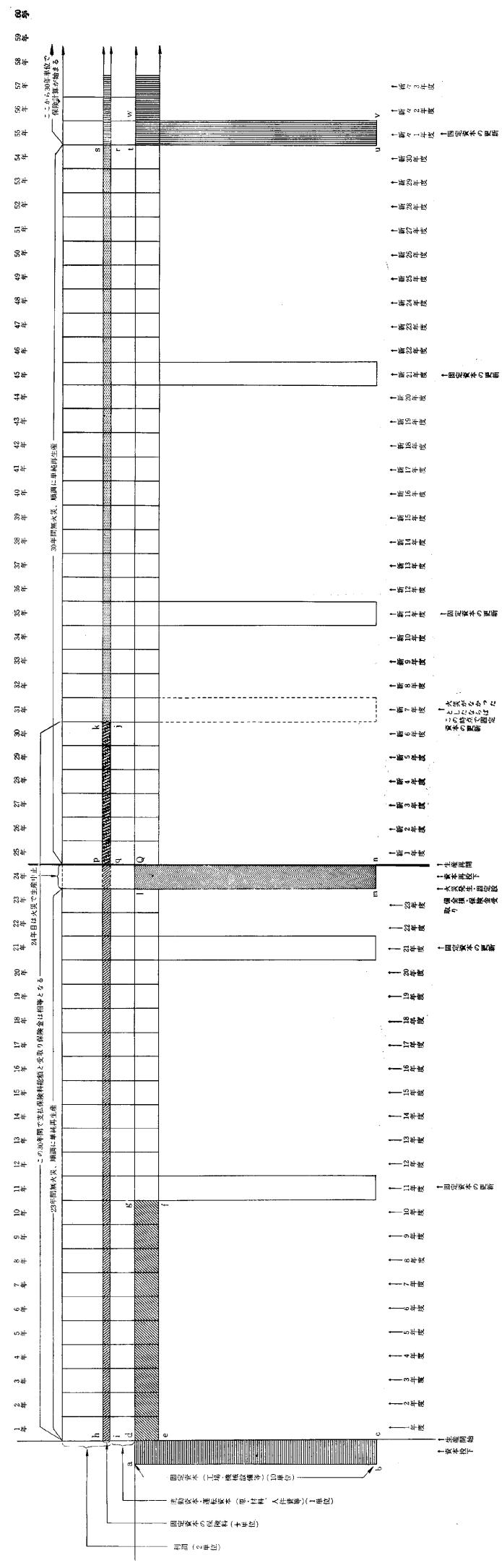
- (4) 損害保険業は損害保険を保険契約者に代って仕組み、管理し、実施に移して代行するものとして、サービス業としても把握できる。
- (5) 損害保険業はその保険資金の運用を通じて、当然のことながら金融業と位置づけられる。
- (6) 損害保険業は物・財の偶然の災害、時として自然消耗や使用による摩滅・償却の損害を填補し、その意味では物・財の価値管理にも類する業を行なうことにより、信託管理業的な要素を持つ。
- (7) 損害保険業は統計を活用し、各種の経験を基礎にして仕組まれるところの保険を扱うから、保険と同時に情報を提供したり、情報を提供しつつ保険を売ったりして、またそもそもが多量・多方面の情報収集の上に成り立っているから、情報業と性格付けられる。



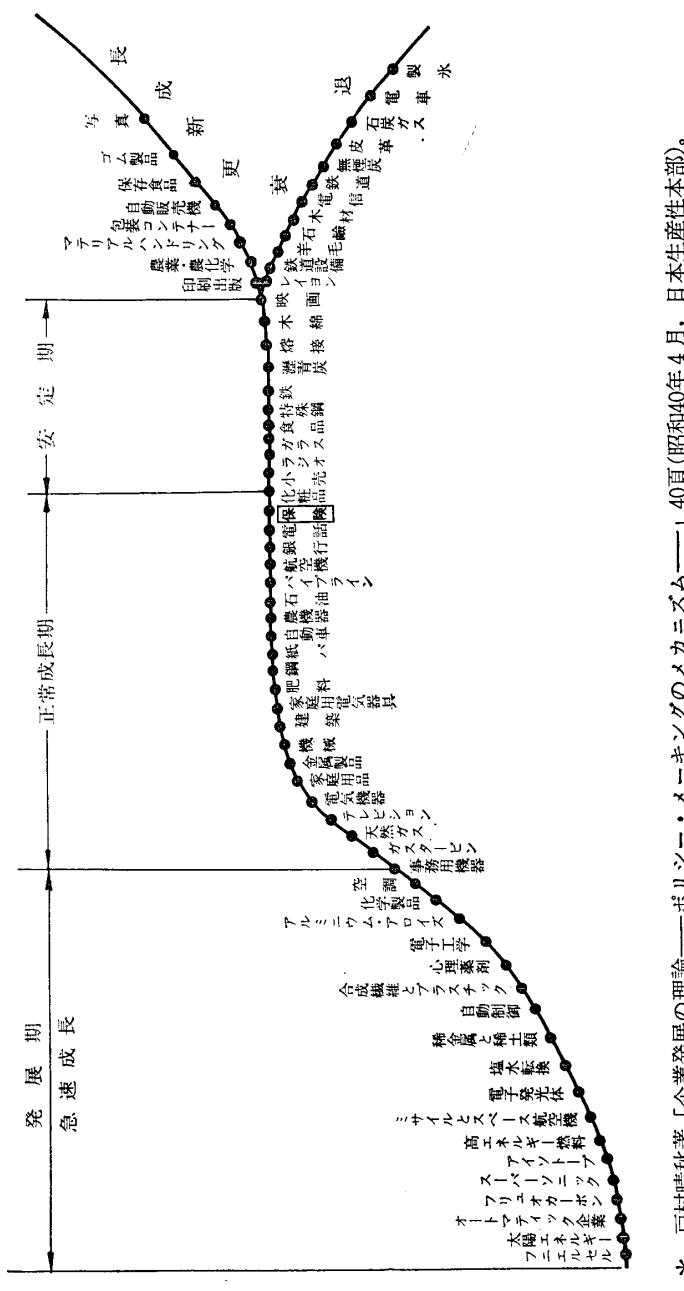
※ 田中角栄著「日本列島改造論」68頁(昭和47年7月、日刊工業新聞社)。

保険業が知識産業であることは事実であり、今後ますますこの性格は強まるであろう。そのもとには数理技術、法律、経済、経営、マーケティングはもちろん、工学各部門から医学そして福祉・厚生などの諸面に関する知識が求められる。損害保険業は各界高度知能をいかに集約し、活用するかに将来の方向がある。今後保険の自由化の推進と競争原理の導入により、競争激化が予想されるとともに、国内では他業種とも、国際的には外国大資本とも競争を強いられる折柄、まさに知識の集中・集積が急がれる。保険商品の価格競争から品質競争に移行し、この間で商品個別化・商品アイディア権化が促進されれば、資本力・信用力に加えて知能力とサービス面での競争時代が到来する。

保険自身には社会を安定させる要素と作用があり、また社会が安定してこそ保険自身が安定しうる仕組みと構造になっている。危険率と危険の種類が固定しているところに、保険は成立可能である。しかしながら損害保険は、絶えず保険対象物件が増加し、拡大し、そして保険需要を生み出してそ



産業の消長に関する研究としてのバブソン産業成長曲線(1961)



各年1単位づつ償却し、それが商品の価格を通じて、各年1単位づつ回収される。

4. 流動資本・運転資本は1単位で、各年1単位づつ投下され、回収される。

5. 利潤は各年2単位づつ取得される。従って利潤率は $\frac{2}{11}$ となる。

$$6. P = \frac{1}{n} Z \quad nP = Z$$

n は30、つまり30年に1回火災に遭遇することになる。または30契約数中のどれかに各年一つづつの割合で火災が発生すると把握されている。

7. 保険料は利潤より支払われ、大数法則に基づく確率計算によると $\frac{1}{3}$ 単位となる。

れを顕在化させるに足る貨幣的剩余すなわち予備貨幣の存在を必要とする。また物・財が流動的・移動的であればあるほど、保険の必要性は高まるであろう。新種の危険が登場するにつれて、これまで損害保険業の発達の基礎条件をなす。ここに保険業は、経済社会の正常成長期にこそ、その安定的発展を期待できる。

付記

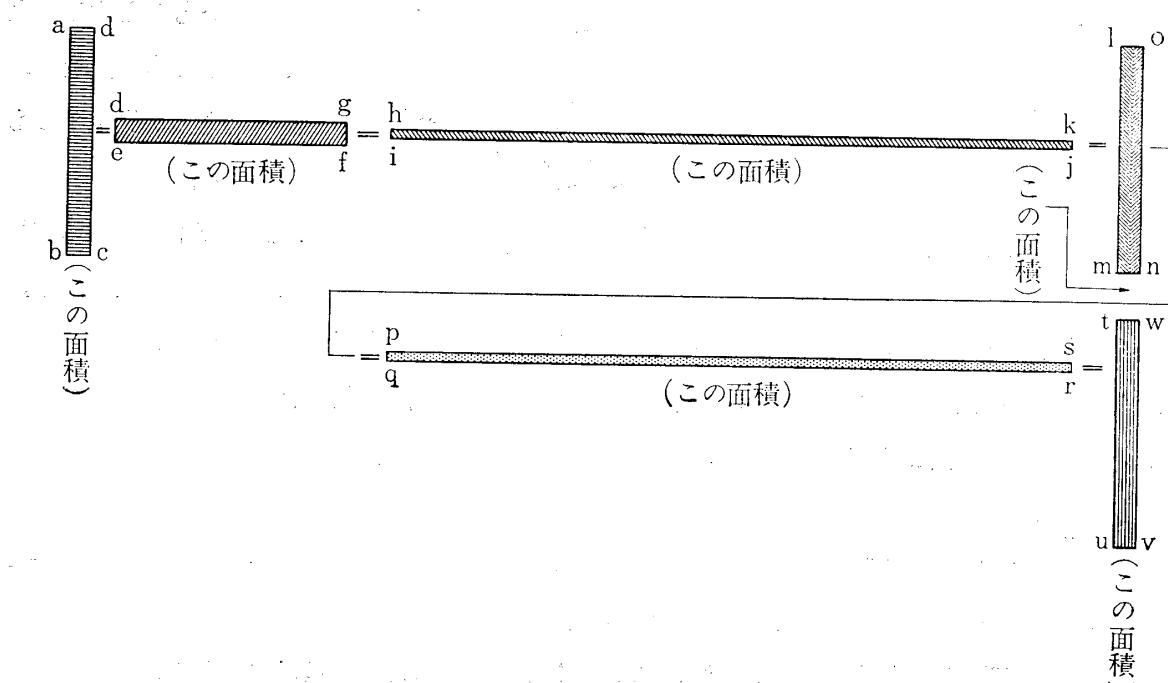
〔特定企業における火災保険の保険料と保険金の関係〕

1. 固定資本の火災保険についてのみ考察し、流動資本や運転資本については一応除外する。

2. 火災は固定資本にのみ生じ、その他の資本には及ばないものとする。火災で固定資本が全焼し、従って全損が発生するものとする。

3. 固定資本の価値は10単位で、償却期間は10年、

8. 1年～30年間に一度火災が発生する可能性があり、現に24年に火災が発生した。
9. 24年に火災発生・固定資本全損・保険金受取り。その保険金で固定資本再投資。ただしこの年度は生産は中止され、生産再開は25年。ここで従来の30年単位の保険計算は終止符を打たれることになる。
10. 25年～54年の30年間で新たな保険計算再開。今回は、前回が24年で火災発生したのに対し、30年間無火災。このようにして、早い時期に火災が発生したり、遅い時期に火災が発生したりして、相互に相殺関係にある。火災が多発した30年間とか、発生しなかった30年間とかの間でも、相殺関係が成り立つ。
11. 55年より次の30年間で、保険計算が開始される。
12. 固定資本償却部分(1単位)、流動資本・運転資本(1単位)、利潤(2単位、この中に保険料 $\frac{1}{3}$ 単位が含まれている)、これらの合計をその年に生産された商品の総数で割ると、製造商品一つの価格が出てくる。
13. $\frac{1}{3}$ 単位の保険料を30年間払い続け、この間に固定資本が一度全焼して10単位の損害が出ると、この両者(支払保険料総額と受取り保険金)の経済的価値が等しくなる。
14. $abcd = defg = hijk = lmno = pqrs = tuvw$
15. 保険における給付・反対給付均等の原則とは、各年度における保険料と保険によって達成される各年度の経済的保障との経済的価値が均等と解せられるが、保険料の n 倍と n 年間で多分一度は遭遇するであろう損害発生と、これによってもたらされる保険金の経済的価値が均等とも解することも可能である。



〔貨幣量・所有量・使用量と諸財の効用・限界効用・総効用〕

	第一次欲望財	第二次欲望財	第三次欲望財	第四次欲望財	第五次欲望財	第六次欲望財	第七次欲望財	第八次欲望財	第九次欲望財	第十次欲望財	
諸財の限界効用	10 ①	9 ③	8 ⑥	7 ⑩	6 ⑯	5 ⑪	4 ⑧	3 ⑯	2 ⑤	1 ⑮	
9 ②	8 ⑤	7 ⑨	6 ⑭	5 ⑯	4 ⑯	3 ⑯	2 ⑯	1 ⑯			
8 ④	7 ⑧	6 ⑬	5 ⑯	4 ⑯	3 ⑯	2 ⑯	1 ⑯				
7 ⑦	6 ⑫	5 ⑯	4 ⑯	3 ⑯	2 ⑯	1 ⑯					
6 ⑪	5 ⑯	4 ⑯	3 ⑯	2 ⑯	1 ⑯						
5 ⑯	4 ⑯	3 ⑯	2 ⑯	1 ⑯							
4 ⑯	3 ⑯	2 ⑯	1 ⑯								
3 ⑯	2 ⑯	1 ⑯									
2 ⑯	1 ⑯										
1 ⑯											

(注 ①～⑯は所有貨幣による諸財の購入順位、またはそのつどの貨幣使用量そのものを示す。)

貨幣 1 単位	第一次欲望財 —— 1 単位購入 第二次欲望財 —— 2 単位購入 第三次欲望財 —— 1 単位購入	享受される財の限界効用	10
貨幣 3 単位	第一次欲望財 —— 3 単位購入 第二次欲望財 —— 2 単位購入 第三次欲望財 —— 1 単位購入	享受される財の限界効用	9
貨幣 6 単位	第一次欲望財 —— 4 単位購入 第二次欲望財 —— 3 単位購入 第三次欲望財 —— 2 単位購入 第四次欲望財 —— 1 単位購入	享受される財の限界効用	8
貨幣 10 単位	第一次欲望財 —— 5 単位購入 第二次欲望財 —— 4 単位購入 第三次欲望財 —— 3 単位購入 第四次欲望財 —— 2 単位購入 第五次欲望財 —— 1 単位購入	享受される財の限界効用	7
貨幣 15 単位	第一次欲望財 —— 6 単位購入 第二次欲望財 —— 5 単位購入 第三次欲望財 —— 4 単位購入 第四次欲望財 —— 3 単位購入 第五次欲望財 —— 2 単位購入 第六次欲望財 —— 1 単位購入	享受される財の限界効用	6
貨幣 21 単位	第一次欲望財 —— 7 単位購入 第二次欲望財 —— 6 単位購入 第三次欲望財 —— 5 単位購入 第四次欲望財 —— 4 単位購入 第五次欲望財 —— 3 単位購入 第六次欲望財 —— 2 単位購入 第七次欲望財 —— 1 単位購入	享受される財の限界効用	5
貨幣 28 単位	第一次欲望財 —— 8 単位購入 第二次欲望財 —— 7 単位購入 第三次欲望財 —— 6 単位購入 第四次欲望財 —— 5 単位購入 第五次欲望財 —— 4 単位購入 第六次欲望財 —— 3 単位購入 第七次欲望財 —— 2 単位購入 第八次欲望財 —— 1 単位購入	享受される財の限界効用	4
貨幣 36 単位	第一次欲望財 —— 9 単位購入 第二次欲望財 —— 8 単位購入 第三次欲望財 —— 7 単位購入 第四次欲望財 —— 6 単位購入 第五次欲望財 —— 5 単位購入 第六次欲望財 —— 4 単位購入 第七次欲望財 —— 3 単位購入 第八次欲望財 —— 2 単位購入 第九次欲望財 —— 1 単位購入	享受される財の限界効用	3
貨幣 45 単位	第一次欲望財 —— 10 単位購入 第二次欲望財 —— 9 単位購入 第三次欲望財 —— 8 単位購入 第四次欲望財 —— 7 単位購入 第五次欲望財 —— 6 単位購入 第六次欲望財 —— 5 単位購入 第七次欲望財 —— 4 単位購入 第八次欲望財 —— 3 単位購入 第九次欲望財 —— 2 単位購入 第十次欲望財 —— 1 単位購入	享受される財の限界効用	2
貨幣 55 単位		享受される財の限界効用	

